

枕崎市男女共同参画推進条例案に関する
意見公募手続（パブリック・コメント）の実施結果について

処 理 区 分	
A	意見の趣旨等を反映し、条例（案）に盛り込むもの
B	意見の趣旨等は、条例（案）に盛り込み済みのもの
C	条例（案）に基づく取り組みの検討に当たり参考にするもの
D	条例（案）に盛り込まないもの
E	その他要望・意見等

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
<ul style="list-style-type: none"> この条例が制定されれば少子化がさらに進むので、この条例制定には反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> 少子化は本市においても大きな課題です。条例を制定し、男女共同参画を更に推進していくことで、性別に関わらない働き方の見直しや、固定的な役割分担意識の解消、男性の家事・育児等への参加も促進され、仕事と育児の両立支援につながり、少子化対策に資するものと考えています。 	E
<ul style="list-style-type: none"> 「枕崎市男女共同参画推進条例」の「男女」という言葉は使用すべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するという男女共同参画社会基本法制定の目的を踏まえ制定するものです。基本法同様、女性も男性も両方を対象に男女共同参画の推進について、男女共同参画の基本理念を明確にし、その取組を推進するために制定するものであることから、条例の名称に基本法で規定されている「男女」という表現は必要であると考えています。 	D
<ul style="list-style-type: none"> 前文中「男女がお互いの人権を尊重し合いながら」、基本法においても「男女の」という修飾は、単に「男性」「女性」を意味しているのではなく、「男性も女性もすべての個人」を意味していることから、分かりやすく表現してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例は、男女共同参画社会基本法制定の目的を踏まえ制定するものです。基本法における「男女の」とは、ご指摘のとおり、「男性も女性も全ての個人」を意味していると考えますので、より市民に分かりやすい条文にするために、ご意見を踏まえ、「全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し合いながら」に改めることとします。 	A

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
<ul style="list-style-type: none"> 前文中「差別的取扱いを<u>受ける</u>ことなく」、第3条中「差別的取扱いを<u>受けない</u>こと」とあるが、差別を受ける側が悪いのではなく差別をする側が悪い。「差別的取扱いを<u>することなく</u>」、「差別的取扱いを<u>しない</u>こと」と差別する側に焦点を当てた表記に改めることを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例は、男女共同参画社会基本法制定の目的を受けて制定するものです。男女共同参画社会基本法の基本理念第3条では「差別的取扱いを受けないこと」と定めており、行為者に着目した文言ではなく、「差別的取扱いを受けないこと」と、行為の受け手に着目した規定としています。本市も国と同様に、差別の意図の有無に係わらず、行為の受け手側に立った表記とします。 	D
<ul style="list-style-type: none"> 第1条中、「に寄与する」分かりやすく表現してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、市民に分かりやすい条文にするために、「を指す」に改めることとします。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 第2条(1)中、「<u>男女</u>が、社会の対等な…〈中略〉もって<u>男女が均等に</u>政治的…」、基本法においても「男女の」という装飾は、「男性も女性もすべての個人」を意味していることから、分かりやすく表現してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、市民に分かりやすい条文にするために、「<u>性別に関わりなく全ての人</u>が、社会の対等な」、「もって<u>平等に</u>」に改めることとします。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 差別しようと思っする人はいない。何が差別になるか分からず旧来の言動そのままに行動することで「差別」と言われるのが現状。第2条に「性差別とは何か」の定義付けが是非とも必要である。定義がないと実行性のない条例になる。 第2条(5)中、「性的な言動」とはどのようなものを指すか、具体例を示すべきである。定義があいまいでは実効性がなくなる。 第8条(1)、「性別による差別的取り扱い」の「差別」の定義がないので分かりにくい。具体的に例示する等丁寧な表現にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「差別」や「性的な言動」とは、行為者の意図の有無に関わらず、行為の受け手が差別と受けとる行為や不快に感じたり不利益を被ったりする言動を意図としており、個々の具体的な事項を限定するものではありません。また、社会における制度や慣行などのあらゆる分野における課題の解消については、基本計画の中でそれぞれの分野における施策を掲げ取り組んでいきます。 	C
<ul style="list-style-type: none"> 第3条以降条文中数か所「…ないよう<u>配慮</u>されること」と弱い表現であるので、本気であるなら「…のないように<u>すること</u>」とするべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、男女共同参画の基本理念、市民、事業者等の役割を明確にし、市と協働して取り組んでいただくために制定するものであり、市だけではなく社会全体の取組が求められる事項については「配慮」という表現を用いています。 	D

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
<p>・ 第3条中、基本法においても「男女の」という装飾は、「男性も女性もすべての個人」を意味していることから、分かりやすく表現してほしい。</p> <p>(1) <u>男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。</u></p> <p>(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、<u>男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</u></p> <p>(3) <u>男女が社会の対等な構成員として<以下略></u></p> <p>(4) 家族を構成する<u>男女が<以下略></u></p> <p>(5) <u>男女がそれぞれの身体的特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が<以下略></u></p>	<p>・ ご意見を踏まえ、市民に分かりやすい条文にするために、次のように改めることとします。</p> <p>(1) <u>性別に関わりなく全ての人</u>が個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。</p> <p>(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、<u>全ての人</u>の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>(3) <u>全ての人</u>が社会の対等な構成員として<以下略></p> <p>(4) 家族を構成する<u>全ての人</u>が<以下略></p> <p>(5) <u>全ての人</u>が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について<u>個人</u>の意思が<以下略></p>	A
<p>・ 第3条(3)「…対等な構成員として…」はあいまい。「両性が半々とか、奇数の場合は女を多く」などの具体的数字を示しておく必要がある。</p>	<p>・ 条例は、男女共同参画社会基本法制定の目的を踏まえ制定するものです。基本法第5条において、社会の構成員が、政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることは、あらゆる分野において利益を受けることができ、男女共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことであるため、基本理念としています。本市も基本法同様、基本理念に定め、具体的な数値は基本計画に掲げていきます。</p>	C
<p>・ 第3条(3)「…社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に<u>共同して参画する機会が確保されること</u>」を、「…社会のあらゆる分野で市における政策または事業者等における方針の立案及び決定に<u>平等に参画する機会が確保されること</u>」とされたい。</p>	<p>・ 第4条の市の責務の中で、基本理念にのっとり施策の策定を行うことを規定しており、第5条に市民、第6条に事業者等に対して男女共同参画の推進と市の施策への協力についての努力義務を規定しています。</p>	B
<p>・ 条文中数か所「努める」と表現がある。「努める」は努力義務であるので、本気度が問われる。検討をお願いしたい。</p>	<p>・ 市だけではなく、社会全体の取組が求められる事項については、理解・認識を深めていただき、男女共同参画の実現に向けて協力・協働していただくという努力義務の意味合いから、「努める」としています。</p>	D

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
<p>・ 第5条と第6条で、市民の責務、事業者等の責務が規定されているが、具体性に欠けるため、以下のように、より具体的な文言を盛り込んでいただきたい。</p> <p>(1)家庭において取り組むべきこととして、性別にかかわらず家族それぞれの個性を重視し、性別による固定的な役割分担の解消に努めることや、家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それを認め合うとともに支え合うこと。</p> <p>(2)地域において取り組むべきこととして、地域におけるあらゆる活動において、性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するように取り組むことや、性別にかかわらず、その地域に暮らす人々が平等に参画する機会が確保されるよう取り組むこと。</p> <p>(3)働く場において取り組むべきこととして、募集・採用・配置・昇進など雇用に関するあらゆる場面及び市における政策や事業者等における方針の立案及び決定の場において、性別による固定的な役割分業意識に基づく慣行を改め、性別を理由とする差別的取扱い解消するように取り組むこと。家庭生活と職業生活を両立できるよう、就業規則の整備に取り組むこと。</p>	<p>・ 本条例は男女共同参画を推進するに当たっての基本的な理念や、市・市民・事業者等の責務を規定するための条例です。第3条の基本理念の中で「個人の人権の尊重」、「社会における制度や慣行についての配慮」、「政策等の立案や決定への共同参画」について定めており、具体的な事項については、基本計画に掲げ取り組んでいきます。</p>	C
<p>・ 第7条については、教育の推進について規定され、「学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない」となっているが、以下のような男女共同参画についての学習の重要性についての具体的な文言も盛り込んでいただきたい。</p> <p>(1)性別による偏見や偏向を助長する慣行を改め、性別にかかわらず個性や能力を伸ばす学校教育、乳幼児教育、家庭教育に取り組むことや男女共同参画社会について、市民の学習の機会が増進されるよう取り組むこと。</p>	<p>・ 本条例は男女共同参画を推進するに当たっての基本的な理念や、市・市民・事業者等の責務を規定するための条例です。男女共同参画の推進には教育の果たす役割が大きいことから、第3条の基本理念の中で「社会のあらゆる分野における教育や学習の場における男女共同参画の重要性」を、第7条に「教育の推進」を定めました。具体的な事項については、基本計画に掲げて取り組んでいきます。</p>	C
<p>・ 第7条中、「基本理念に配慮した教育…努め…」子どもの教育は最重要。しかし基本理念に配慮したり、…努力したりでは芯がない。「基本理念そのものの教育を行う」ことが大切であり、教育内容を過つことはない。なぜこのような遠回しな表現をするのか。</p>	<p>・ 男女共同参画の推進には教育の果たす役割が大きいことから、第7条に教育の推進を定めました。学校教育だけではなく生涯を通じた様々な教育や学習の場など、市だけでなく、社会全体の取組が求められることから、男女共同参画の視点を取り入れることを努力義務として定めています。</p>	D

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
<ul style="list-style-type: none"> 第8条・第9条、「何人も」を、分かりやすく表現してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、「市及び市民等は」に改めることとします。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 第9条中、「…性別による固定的な役割分担又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない」を、「…性別による固定的な役割分担又は前条第1号から第3号に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない」に改めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、「…性別による固定的な役割分担又は前条各号に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない」改めることとします。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 第9条中、「過度の性的表現」の表現もあいまいで例示が必要。過度でなければ良いということにもなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆に表示する情報は人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性があります。憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「留意」として理解を求めることとしています。 	D
<ul style="list-style-type: none"> 第10条2項中、「…第19条第1項に規定する枕崎市男女共同参画審議会の意見」に「市民等」を加えたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の意見は、別途パブリック・コメントを実施し、意見を伺う機会を設けることとしています。 	D
<ul style="list-style-type: none"> 第15条「防災分野における男女共同参画の推進」が規定されているが、唐突に出てくる印象を受ける。この章で、防災以外の分野について具体的な規定はないが、防災分野に特記している理由があるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 昨今、想定外の災害の発生がみられる中、特に災害時の対応においては、男女共同参画の視点を取り入れ、性別に関わりなく全ての人への配慮が必要であるため、市としても条例に定め重点的に取り組んでいきます。 	E
<ul style="list-style-type: none"> 第18条中、「…適切に処理するものとする。」は冷たい感じがする。「処理が適切だったと申し出人が思えるようにする」というような意図が伝わってこない。 条例中数か所「…する<u>ものとする</u>。」という表現の「ものとする」を削除されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本条例は、市民に分かりやすい条例という観点から、可能な範囲において分かりやすい表現に努めています。しかし、条文には、文言の厳密な規定が必要であり、法令用語として「するものとする」は、一般的な原則あるいは方針を示す場合に用い、行政機関等に一定の行為を義務付ける場合の規定として用いられていることから、ある程度やむを得ない法制上必要な表現であるにご理解願います。ただし、第10条第1項の基本計画の策定並びに第17条の施策実施状況に関する報告書の作成及び公表については、「しななければならない」と義務規定に改めます。 	C

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
<ul style="list-style-type: none"> 第20条中、「10分の4未満」を「半々とする」又は「女性を多くする」などと決めておくのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本条例第3条基本理念の中で、「男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を規定していますので、男女共同参画審議会が率先して女性委員の登用を進めるため、審議会の委員の選任に当たっては、男女の数の均衡を図るように努めます。 	D
<ul style="list-style-type: none"> 第20条3項(4)その他市長が必要と認める者」はどのような基準で必要なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員については、基本的に第20条第3項第1号から第3号までに定める者から委嘱することになりますが、その時々々の社会情勢の変化等により、委員として必要な方が生じた場合には、この規定による委嘱も考えられます。 	D
<ul style="list-style-type: none"> 第25条中、「必要な事項は、市長が別に定める」とあるが、必要なものは条文に入れるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、基本理念や、市・市民・事業者等の責務など男女共同参画を推進するための基本的な方向性等を定めるものです。基本計画の策定や変更等必要な事項については、審議会での審議やパブリック・コメントによる意見の聴取等、必要な手続を経て、基本計画に定めていきます。 この規定は、一般的に、申請方法など手続等まで詳細について規定すると条例全体が煩雑で分かりづらくなるために、規則の制定など市長に委任しているものです。 	D